

建設工事等入札参加者資格審査基準

(資格審査の対象)

- 1 資格審査の対象は、建設工事等競争入札参加資格審査申請書を提出した者とする。

(適格審査)

- 2 適格審査は、競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出した者について、当該審査申請書及びその添付書類、その他の資料を基礎として行うものとする。

(客観的事項審査)

- 3 客観的事項に対する附与点数（以下「客観点数」という。）の算出方法は建設業法第27条の23に規定する経営に関する事項の審査により算出された数値をもって行うものとする。

(主観的事項審査)

- 4 主観的事項に係る審査項目は、工事成績評点表の審査数値をAとし、納税証明書による審査数値をBとし、営業所の設置状況の審査数値をCとし、労働福祉の状況の審査数値をDとし、ISO認証取得の状況をEとし、また災害時への対応の状況をFとして、附与点数（主観点数）の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{主観点数} = A + B + C + D + E + F$$

- ① 工事成績評定表は、大網白里市が発注する1件の契約金額が130万円を超える工事（競争入札の対象とならなかった場合の建設工事等を含む。）で、かつ、資格審査の時点において既に建設工事等の竣工完了又は完了の検査並びに建設工事等成績評定表による成績考査が終了しているものを対象とした直前1年間の平均総評点をいう。
- ② 納税証明書は、法人市民税（個人市民税）及び法人事業税並びに法人税について、審査申請書に添付された直前1年間の各納税証明書をいう。
- ③ 営業所の設置状況は、申請者が審査基準日（申請日）における営業所の設置状況で審査申請書に添付された営業所一覧又は、これに準ずる書類に掲げられた営業所とし、本店または、支店若しくは常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。
- ④ 労働福祉の状況は労働災害防止協会等への加入の状況をいう。
- ⑤ ISO認証取得の状況は、(財)日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9000シリーズ及びISO14001を取得している場合、またはこれに相当すると認められるISO認証を取得している場合をいう。
- ⑥ 災害時への対応の状況は市と災害時における協力協定を締結している者又

は団体に加入している者の状況をいう。

(2) 前項に規定する審査事項の附与点数は、別表1の区分に基づき設定するものとする。

(等級の格付)

5 審査申請書を提出した者については、各項の規定により算定された客観点数と主観点数の合計点数により、建設工事について次のとおり等級の格付を行うものとする。

ただし、等級の格付配点は別表2によるものとする。

(資格者名簿の作成)

6 資格者名簿への登載については、別記様式により行うものとする。

別 表 1

主観点数区分表及び附与点数表

1 区分表

(1) 工事成績評定表

区 分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
年間 平均 総評点	80 点以上	77.5 点以上 80 点未満	75 点以上 77.5 点未満	72.5 点以上 75 点未満	70 点以上 72.5 点未満	65 点以上 70 点未満

(2) 納税証明書

区 分	ア	イ	ウ	エ
納税証明 の内容	法人市民税 所得割納税	法人市民税 均等割納税	法人事業税	法人税

(3) 営業所設置状況

区 分	ア	イ
営業所 設置状況	大網白里市 市内	千葉県内

2 附与点数表

(1) 工事成績評定表

区 分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
点 数	30	25	20	15	10	5

(2) 納税証明書

区 分	ア	イ	ウ	エ
点 数	15	12	8	4

(3) 営業所設置状況

区 分	ア	イ
点 数	15	8

(4) 労働福祉の状況

項 目	点 数
労働災害防止団体法第8条に規定する労働災害防止協会に加入している者	+5

(5) ISO認証取得の状況

項 目	点 数
9000シリーズ	10
14001	10

(6) 災害時への対応の状況

項 目	点 数
市と災害時における協力協定を締結している者又は団体に加入している者	+10

別表 2

等級格付配点表

種別 \ 等級		A	B	C
一式工事	土木一式工事	700以上	650以上	650未満
	建築工事	700以上	650以上	650未満
専門工事	舗装工事	700以上	650以上	650未満
	その他の工事	700以上	650以上	650未満